

環境と金融に関する専門委員会 報告書（概要）

「環境と金融のあり方について ～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」

はじめに

- 環境問題の克服に向け、環境分野への資源配分の充実が不可欠。金融の役割は大きい。1,400兆円を超える個人金融資産を含めた資金の環境ビジネス等への供給が重要。
- 環境分野は経済成長の有望なフロンティア。環境が経済を牽引していく社会を実現するためにも、環境に配慮したお金の流れを作ることが必要。

1. 環境と金融の関わり

(1) 金融の環境に対する責任 ～持続可能な社会を作るためにお金の流れを変える～

- 環境問題の解決には、あらゆる社会の仕組みを持続可能なものに変えることが必要。
- あらゆる経済活動はお金を媒介としており、社会の仕組みを変えるには、お金の流れも変えていくことが重要。それは金融にとって、社会に対する責任でもある。

(2) 「環境金融」の具体的な役割

① 「環境金融」の特長 ～金融機能を活用した効率的な仕組み～

- 環境金融の特長は、金融機能を活用した効率的な仕組みであること。金融市場の機能の一部として環境の要素も価格に反映され、効率的な資源配分が実現される。

② 環境金融の2つの具体的な役割

- 環境金融の具体的な役割は、主に以下の2つ。
 - ・ 環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資（省エネ・新エネ設備導入のための融資、環境ベンチャー企業への投融資等）
 - ・ 企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、SRI（社会的責任投資）等）
- 前者については、温室効果ガス25%削減に向けた対策に、今後10年で100兆円程度の投資が必要と見込まれており、それらへの資金供給が金融の大きな役割。
- 後者については、投融資判断の時点（フィルタリング）だけでなく、その後の行動を継続的に評価・支援するモニタリング、コンサルティング機能が重要。ビジネスマッチング等を通じた事業者の仲介の役割も期待。
- 資金需要に応じるだけでなく、社会的要請に応え資金を供給し企業を育てる役割を、日本の金融機関は果たしてきた。今、環境という新たな社会のニーズに応えることが求められている。

(3) 環境金融の拡大には、政策との連動が必要

- 環境金融の効率性を生かすには、金融市場とその限界を補完する政策の連動が必要。
- そのような政策は、①環境配慮行動の収益の安定化(固定価格買取、温暖化対策税、排出量取引、補助金、規制等)、②企業の環境情報の開示・提供の促進、の2類型。

2. 具体的な政策の提案

- 温室効果ガス25%削減が、大規模な資金が必要と見込まれる喫緊の課題。
- 投資家の意識改革を進める取組も重要。特に企業の環境情報の開示は、個人投資家の資金をエコファンド(環境配慮型投資信託)等と呼び込むきっかけとしても重要。
- そこで、①温室効果ガス削減への円滑な資金供給、②年金基金による環境配慮投資、③企業の環境情報の開示、④環境金融の取組の輪を広げる仕組みを重点的に取り上げる。

(1) 温室効果ガス25%削減に向けた対策に円滑に資金が供給されるための仕組み

① 家庭・中小企業における対策 ～リースの活用による低炭素機器の普及促進～

- 家庭・業務部門における低炭素機器の導入が急務だが、投資回収期間の長さ、キャッシュフローの制約、初期投資負担の大きさがネックとなって進んでいない。
- その解決のための喫緊の措置として、リース手法の活用等により、初期投資負担を軽減するファイナンスの仕組みの具体化を進めるべき。リース事業者の能力(リスク管理、メンテナンス等)を生かした普及促進にもつながる。
- リース事業者に資金面での支援を実施し、リース料の低減を図ることが必要。

② その他の検討課題

- 環境投資に対する税制優遇、海外での環境技術の活用のための投融資、環境ベンチャー企業へのリスクマネーの供給などが検討課題として挙げられた。

(2) 年金基金による環境配慮投資の促進

① 投資の際の環境配慮の方針の開示

- 年金基金に対し環境配慮投資の内容の開示を求めることで、取組が促進される。
- イギリス等では、開示を法律で義務づけ。
- 当面、自主的な開示を促進する場合、「日本版環境金融行動原則(仮称)」に参加した基金は一致して開示するなど、共通化された手続・内容での開示を検討すべき。

② 公的年金基金における率先した取組

- 公的年金基金(※)は、資金規模の大きさによる影響力と、公的性格からくる社会的責任を自覚し、率先して投資判断への環境等への配慮の織り込みを求めたい。
(※)年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員や地方公務員の共済組合等
- 年金基金が環境配慮投資を進めるには、加入者(国民、被用者等)の合意が重要。国や年金基金には合意を作り出す努力を、加入者側にも合意作りへの協力を期待。

(3) 企業の環境関連情報開示の開示・提供の促進

① 企業の環境関連情報の開示促進の意義

- 投資判断に当たって環境情報の織り込みが促進されるなど、環境金融を促進するための基盤的施策として重要。

② 有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示

- 財務情報と同一媒体内で環境関連情報が開示されることで、両者を関連付けた分析がしやすいという特長。
- 国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の導入が進めば、投資家保護のために開示が必要な環境関連情報は増加していく。そのような情報の記載の明確化を図るため、金融商品取引法に基づく体系の中で所要の措置が講じられることを望む。

③ 環境報告書による環境情報の開示

- 情報の比較可能性や信頼性のより一層の向上が課題。
- 主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家に分かりやすいものとなるよう、「環境報告ガイドライン」を見直し、その普及を促進すべき。

④ 民間企業等による環境情報等の提供サービスの促進

- 投資情報会社の ESG 情報の提供、環境株価インデックス等の取組を促進すべき。

(4) 環境金融への取組の輪を広げていく仕組み ～日本版環境金融行動原則の策定～

- 社会的責任に配慮した投融資についての行動原則を定め、金融に関わる各主体が自主的に署名するという形の取組が、世界規模で様々に行われている。
(例) 責任投資原則 (PRI (Principles for Responsible Investment))、赤道原則等
- それに加え我が国独自の行動原則を作ることも、①日本の実情に合わせた取組の実践、②環境金融を進める機運の広がり、③小規模な地域金融機関等も参加しやすい等のメリットがあり、金融関係者による自発的なムーブメントとしての策定を期待。
- 行動原則の内容は、①投融資の判断に当たっての環境要素の考慮、②環境保全に資する金融商品の開発・提供、③環境金融に関する取組状況の開示、などが考えられる。
- 多くの関係者の参加と継続的な取組を確保するため、有志の金融機関等による自発的な策定、策定後の取組状況の開示及び様々なステークホルダーとの対話が重要。

3. おわりに

- これらの政策課題について、関係省庁、金融機関などの関係者が連携して、できるだけ速やかに成果を出すことを期待。
- 金融機関や機関投資家、国や地方公共団体、企業、市民や NPO など様々なステークホルダーの間で、今後も環境金融の促進に向け不断の議論を重ねていくことを期待。
- 本専門委員会でも、今後も機会に応じて検討を進めていく。